

一八世紀イギリスにおける会社企業の發達

荒井政治

一 泡沫会社禁止法と一八世紀の会社企業

一七世紀後期のイギリスは經濟的發展にともなう樂觀主義的風潮の支配した時代であった。例えば一六九八年におけるチャールズ・ダヴェナントの推計によれば、当時、一、五〇〇万ポンドの信用通貨が流通しており、その鑄貨に対する比率は五対四の割合で鑄貨を上回っていたといふ。⁽¹⁾ また一六八九年と一六九五年との間におけるイングランドのジョイント・ストック・カンパニーの数は一から約一〇〇に急激な増加を示しており、しかもその設立には国王もしくは議会の特許によらず、ただ定款にのみ基づくもの (unincorporated associations) が多かったようである。⁽²⁾ (したがって法律上はジョイント・ストック・カンパニーといふことはできないが)。いずれにしても貿易の伸展や政

治的安定とあいまって一七世紀末期には活発な投資活動がみられたことは確かであり、ダヴェナントの推測したような信用通貨の膨脹とともに、この時代の樂觀的風潮を物語るものである。株式投資が増大するにつれて、一六九〇年代から後になると株式仲買人 (stock jobber) が増加し、早くも一六九七年には、彼らの活動を制限する法律

一八世紀イギリスにおける会社企業の発達（荒井）

二

(1829, William III, c. 32) が制定され、他方、一六九二年三月にはジョン・ホートン John Houghton による最初の株式相場表が現われた。⁽³⁾

しかし一八世紀初期には、さらに大きな規模で会社設立ブームが起った。企業のあるものは健全な目的と、強固な組織をもっていたが、他のものは単に投機的起業家の計画した泡沫会社であって、もちろん特許状もない、いわゆる unincorporated association (或は quasi-joint stock company) であった。それらの設立目的は、例えば、「塩水を真水にする」「永久運動する車輪を作る」「完了時に明白になる事業」といったいどの全く空虚なものが多く、しかも、これらの会社がそれぞれ譲渡自由な株式を発行していたのである。デフォーはこれら不健全な企業を「詐欺」に等しいと非難している。それでも株式仲買人の巧妙な宣伝と株価操作に躍らされたロンドン市民は、投機熱の渦中に投げ込まれ、あたかも金の卵を産む鷲鳥を発見したかのごとく、株さえ買えば直ちに金持になるように錯覚に陥って株価に狂奔した。国家財政に結びついていた南海会社の株式がこのブームにさらに拍車をかけることになった。このような異常なブームの崩壊が早晚訪れることは必然で、多くの会社がかの南海泡沫 (South Sea Bubble) の中に消えていったのである。⁽⁴⁾

さて、われわれがここで取上げてみようと思うのは、南海泡沫そのものではなく、その後の一八世紀における会社企業の発展である。いいかえれば、法外なブームに驚いたウィッグ政府が一七二〇年に泡沫会社禁止法 (Bubble Act) を制定して以来、一八世紀の企業はどのようにして、この法律上の困難を克服しつつ発展していったかということである。泡沫会社禁止法によって、議会の法律か、国王の特許状がない限り、新たにジョイント・ストック・カンパニーを設立することは禁じられた。この法律は一八二五年に撤廃されるまで存続するのであるが、一八世紀の

イギリス経済は、この厳しい法律のためにどのような影響をうけたであろうか。かつてマーシャルは、この法律はイギリスにおけるジョイント・ストック・カンパニーの普及を阻止し、資本が産業に流入するのを妨げたとい⁽⁵⁾ったが、果してそうであろうか。

南海泡沫らしいの一八世紀はイギリス経済にとって、極めて重要な時期であった。というのは、ロストウ⁽⁶⁾によれば、同世紀末の約二〇年はイギリス経済の「飛躍」の段階に当っており、その時から産業革命が軌道に乗って進むからである。この重要な段階において、もし資本の自由な結合が大いに妨げられていたとすれば、たとい他の条件が成熟していたとしても、飛躍を遂げるためには、なお重大な障害が残ったに違いない。しかし、現実にこの飛躍に成功したということは、逆説的にいえば、企業の発展にとって泡沫会社禁止法はさほど大きな妨げにはならなかったといえよう。一八世紀の企業家の資本需要と、彼らの顧問弁護士たちの知恵は、会社企業に不信の念を抱いている政府や与論を動かして、少しづつ態度を緩和させていくことに成功し、多額の資本を要した交通事業や一部の商工業は豊かな資本の供給に恵まれたのである。

そこで、飛躍せんとするイギリス経済の必要によって、泡沫会社禁止法の厳格な規制がどのように緩和されていたか、まずこの適応の過程を概観しておきたい。

このでデュボア A. B. DuBois の研究 (The English Business Company after the Bubble Act 1720—1800, 1938) に基づいて、泡沫会社禁止法らしいの一八世紀の会社企業の発展を三段階に区分し、第一段階 (一七二〇—一七四〇) を公式主義の時代、第二段階 (一七四〇—一七七〇) を過渡期、第三段階 (一七七〇—一八〇〇) を法的妥協期とする。

(一) 公式主義時代

泡沫会社禁止法の立案者たちは正式の法人格をもたない株式会社、いわゆる unincorporated joint stock company が社会に多くの害悪を流していると考え、つとめてその活動を制限し、その設立を制限しようとする政策を打出した。したがって、その後の国王の役人達は法人格の付与にあたっては極めて厳格な態度をもって臨んだ。そのことは一七二〇年から一五年ばかりの間に出された夥しい特許状請願に対してもった措置に現われている。次にその一例をあげてみよう。これは会社企業形態の導入という点からも、また一八世紀の経済発展という点からいっても重視されるべき鉱山業において、国王の役人達が頑として法人の設立を認めなかったばあいである。一七三〇年、ウェールズとコーンウォールの鉱山関係者は「鉛・銅精錬会社」(Company of Lead and Copper Refiners)を設立すべく国王に対して特許状を請願した。この請願者の中には二人の伯爵を含む四人の貴族が発起人に加っており、彼らは一七二八年いらいパートナーシップを組織して経営に当たっていたのであるが、新しくそれを母体とした会社を組織しようとした。彼らはそのために二二七、二六六ポンドの経費を要するものと考えており、請願に当たっては、特に「組合員が非常に多数になったために生ずる大きな困難と不便さ」を強調した。これに対して一七三一年四月三日に法務長官フィリップ・ヨークと法務次官チャールズ・タルボットは、鉱山業がそれほど多額の資本を必要とするかどうかについて疑問を抱き、「請願者がその事業を遂行するのに譲渡可能な株式を有する法人を認可する特許状が必要だとは思えない。現にわが国の各地で多くの鉱業が特許状なしに、個人またはパートナーシップによって、多額の資金でもって経営されている」といい、請願を認めなかった。このように国王の側において厳格な態度がとられているとき、他方、議会においても株式会社企業に対して何ら熱意を示さなかった。したがってこ

の時期に法人設立のため下院に個別法を請願した側としては給水・運河関係の二、三件を数えるにすぎない。⁽⁸⁾

(二) 過渡期

前の公式主義の段階における国王の非妥協的態度が影響して、この段階においては国王に会社設立の特許状を求めることは次第に減少しつつあったが、他方、議会に対する請願は次第に増加する傾向がみられた。運河会社が議会の個別法によって設立され始めるのはこの頃からであって、イギリス最初の商業用運河といわれる、かのワースリー運河 (Worsley Canal) が着工されるのは一七五九年のことであった。後に述べるように、運河の建設には強力な土地所有権と通行税徴収権を必要とするために、どうしても議会の承認を必要としたことが、この傾向を生んだのである。またこの時期には特許状によってインコーポレートされておらない unincorporated company が一部の事業分野―特に保険業と鉱業―においては、それらが一七一八年以前から存在していたという理由で、泡沫会社禁止法の適用を免れて公然と存在していたが、大特許会社に批判的だった当時の多くのパンフレット作者達は、これらの unincorporated companies が次第に重要となりつつあった事実には気付いていなかったようである。⁽⁹⁾

ところで、ちようどこの過渡期に銅鉱業界に起った一事件は、当時におけるジョイント・ストック・カンパニーの設立過程と、それに対する企業家の関心を知る上に恰好の手懸りを与えていると思われるので、やや詳しく紹介してみよう。その一事件というのは、一七四六年らしいパートナーシップの形態で銅鉱業を営んでいたウォームリー銅鉱業会社 (Warmley Copper Company) が正式に法人格を獲得するため、一七六七年、国王に特許状を請願したのであるが、激しい論議の末、遂に失敗に終るといふケースで、次のような経過をたどった。

同社は一七六七年三月に特許状の申請のために請願書を提出、法務長官 (attorney general) がこれを承認したの

一八世紀イギリスにおける会社企業の発達(荒井)

六

で、特許状を準備させるため四月に国王認可書が発行された。この旨は何らかの方法で利害関係者に公示されるのだが、いち早くその事実を察知した少くとも八つの同種の会社が強硬な抗議を提出したので、枢密院は指令を発して法務長官に再審理を命じた。結果は請願者に有利となつて一〇月に第二回目の国王認可書が発行された。したがつて残る手続は判決摘要簿への記入と、御璽、国璽の押捺のみとなつていたのであるが、反対者側はそれにも屈せずさらに玉璽尚書委員会の審問を請願し、翌年七月、異例の再審問が開かれることになった。判決は反対者の勝利に帰し、ウォームリー銅鉱業会社は遂に特許状の獲得に失敗して法律上は依然として旧来のままのパートナーシップ形態 (unincorporated company) として残ることになった。⁽¹⁰⁾

この過程において特に興味深いことは、関係者—法務長官や特許状の付与に反対した鉱業者側—の主張である。問題のウォームリー会社が正式の法人格獲得のために特許状を要請した主たる動機は、「この工業を促進するために十分な資本を調達するために、資本を譲渡可能な株式に分割して、これを買いたい人々に売付けることである」と請願書に明記されているように、譲渡可能な株式でもって四〇、〇〇〇ポンドの資本を調達することであつた。⁽¹¹⁾ 譲渡可能な株式による資本調達は、ときに voluntary partnership とか voluntary company とか呼ばれた私的会社には許されず、正規のジョイント・ストック・カンパニーにのみ認められた特権であつたが、当時の銅鉱業界には特許状によつてインコーポレートされておらないが、それが一七一八年にすでに存在していたという理由で泡沫会社禁止法の適用を免れて譲渡可能な株式資本をもつ会社もあつたという点は看過されてはならない。ところで、ウォームリー会社が正式に法人化することに強力に反対の論陣を張つた他の銅鉱業家は次のように主張する。もしウォームリー会社がそれに成功すれば、独占会社に成長し、不成功に終れば泡沫会社となるであらう。同社は

今日、多額の負債を抱え込んでおり、その責任から脱れるために、パートナーシップ（一種の組合）形態を正規のジョイント・ストック・カンパニー形態に変えようとしているのだといい、また数多い銅鉱業企業のうち、特に同社に対して優先的に特許状を与える理由はないという。そして彼らの顧問弁護士は「すべての事業は法人（*corporate body*）よりも個人経営の方が優れている」といい、ジョイント・ストック・カンパニーは新事業分野の開拓とか、譲渡自由な株式によらねば調達しえないほどの大資本を要する事業でない限り許さるべきでないと主張している。⁽¹²⁾

顧問弁護士たちのかような考え方は後に述べるスマスのそれと共通するものであった。

(三) 妥協期

この期においても前段階と同じように国王に特許状を請願する例は極めて少く、反対に議会に対する請願は増加した。特に運河会社設立の請願は一七九〇年代の初めの「運河狂」（*canal mania*）を反映して多数に上った。しかし一七七九年に綿・亜麻布製造会社を設立のため下院に提出した請願が失敗しているように、議会への請願が必ずしもすべて成功したというわけではない。議会の個別法を獲得するには、運河会社の例でもわかるように、手続上の煩しさのほか、長い時間と、多額の費用を要し、しかも成否の予断を許さないという状態であった。したがって会社の設立にあたって国王や議会に請願するという方法は、産業革命期に入ったイギリス経済にとっては全く不適当な方法であったといわねばならない。そこで、この時代の企業家と法律家は相提携して、もっと安易な方法で個人資本を集中する方策を案出せねばならなかった。かくて一七七〇—一八〇〇年の間には商・工業の多くの分野で多数の会社が特許状や個別法なしに設立され、特に鉱業と火災保険業において著しかった。⁽¹³⁾

これらの会社は基本定款（*articles of association*）によって設立されており、したがって法律上は大型のパートナ

ーシップと看做されていたが、基本定款が持分の譲渡を認めていたので、事実上、正規のジョイント・ストック・カンパニーと類似の機能を果していたわけで、この点に関する限り泡沫会社禁止法は殆んど無視された状態になっていた。かようにインコーポレートされておらない会社は joint stock association⁽¹⁴⁾ などと呼ばれ、法理論上はパートナーシップであっても、本来のジョイント・ストック・カンパニーよりやや支配力が弱いというだけで、現実には何百人もの株主を擁し、共同印章の使用から譲渡可能株式の発行に至るまで、本来の法人の有する特質の多くを具えていた。このようにコーポレーション（法人）でもなければパートナーシップ（組合）でもない、その中間形態或は混合形態ともいへき奇妙な新企業形態が案出され、しかもこの混血児は商工業の要請に應えて多くの面ですす重要性を加えていったのである。後に一九世紀に入って泡沫会社禁止法は撤廃（一八二五年）されるのであるが、それへの途はこのような方法によって徐々に開かれつつあったのである。

- 註 (一) C. Davenant, Works, I, p. 362—quot. K. G. Davies, "Joint-stock investment in the later seventeenth century," in *Ec. Hist. Rev.* 2nd. s. iv, No. 3.
- (二) Davies, *op. cit.*, p. 292.
- (三) W. R. Scott, *The Constitution and Finance of Joint Stock Companies to 1720*, I, p. 329.
- (四) 南海泡沫については大塚久雄「株式会社発生史論」下巻三四二頁以下、天川潤次郎「ギョフォウと南海恐慌」（関学短大商科論叢第一〇号）
- (五) A. Marshall, *Industry and Trade*, 1919, p. 312.
- (六) イキムスでは一七八三—一八〇二年を飛躍 (take-off) の段階とみている。W. W. Rostow, *The Stages of Economic Growth*, 1960, p. 38.
- (七) A. B. DuBois, *The English Business Company after The Bubble Act 1720—1800*, 1938, p. 18.
- (八) DuBois, *op. cit.*, pp. 24, 65n.

- (6) DuBois, op. cit., p. 28 ; C. A. Cooke, Corporation Trust and Company, 1950, p. 83 ; Bubble Act Sec. 22, 23 及び 1717—1718 年六月二四日以前に設立された会社は同法の適用を免れた。
- (10) DuBois, op. cit., pp. 30—34.
- (11) DuBois, op. cit., p. 75n.
- (12) DuBois, op. cit., p. 76n.
- (13) 一八世紀の商工業に於ては広く unincorporated company の形態が採用されていた。特に鉱業と保険業(火災)に於て著しく、例えば、鉱業では Birmingham Metal Company (1781) Cornish Metal Company (1785) Birmingham Mining and Copper Company (1790) など、火災保険業では Manchester Fire Office (1771) Bath Sun Fire Office (1776) Liverpool Fire Office (1777) Salop Fire Office (1782) Leeds Fire Office (1783) Newcastle Fire Office (1792) 等のほか多くの例がみられる。(DuBois, op. cit., pp. 81, 231) たゞ銀行業はインクランシュ銀行の独占権により、海上保険業は London Assurance と Royal Exchange Assurance の二社の独占特権により、他の会社の設立が禁じられた。(DuBois, op. cit., p. 269n.)
- (14) DuBois, op. cit., pp. 34—41.

二 会社企業に対するスキムスの見解

イギリスでは外国貿易が栄えつつあった一六世紀の半ばから、遠隔地貿易に従事する多くの特権的貿易団体が生まれ、“wave of corporateness”の時代がそれに続いて起るのであるが、ジョイント・ストック・カンパニー或はレギュレイテッド・カンパニーの形態をとったそれらの貿易会社は、その後の政治・経済構造の変化や信用経済の発展によって徐々に変貌を遂げつつ一八世紀にいたった。では一八世紀には、これらのカンパニーは当時の経済学者によってどのように評価されていたであろうか。ここには後の時代の会社観念にも重要な影響を及ぼしたスキム

スの見解を考えてみたい。

スマスは「国富論」第五編第一章のところで当時の会社企業に対する見解を明らかにしている。彼はまず株式会社企業が個人企業ないし private copartnery（パートナーシップの意味）に比べて経営能率が低いことを指摘する。

ジョイント・ストック・カンパニーのばあい一般株主の関心は主として配当にあるからして、経営は殆んど重役会に委されることになる。ところが「かくの如き会社の重役は、自己の貨幣ではなく、むしろ他人の貨幣の管理者であるから、彼らが私的合資組合（Private copartnery）の組合員が彼ら自身の貨幣を注意深く監視するのと同じように熱心な不眠の努力をもって監視するとは考えられないのである。否、彼らは富者の執事と同じように瑣事に注意するのは決して主人の名誉にはならないと考え、またかくの如き注意をすることを至って造作なく放棄するのである。それ故に、多少の怠慢と金使いの荒さとは、かくの如き会社の事務の処理には免れない。」⁽¹⁾したがって、それらの会社は貿易独占のごとき特権が与えられない自由競争の世界においては個人企業に打倒されるであろうという。

第二に、スマスは会社企業のもつ独占特権に対して激しい非難を浴びせる。彼は初期の会社が危険を冒して積極的に新しい商業分野の開拓につとめた功績を認めつつも、長期的に見れば、「概して重い負担、もしくは無用のものとなり」そして「貿易の経営を誤るか或はそれを局限してしまう」という。⁽²⁾なぜかといえば、それは前にあげた経営上の欠陥が現われ易いことと、独占権が与えられるからである。

一七二〇年の泡沫会社禁止法以前においては、ジョイント・ストック・カンパニーの形態をとったのは主として貿易会社であったが、スマスが主として論議の対象としたのもそれで、何れも国王の特許状か、もしくは議会の法

律によって設立された特許会社であつて、国家はそれらに対して貿易独占権を与えていた。この種の独占権についてスミスは、「商人の組合が、彼らの危険と費用とを顧みず、遠隔未開の国民と貿易を開くに当り、彼らをして合本の株式会社を作らしめ、その会社に、成功したばあいには、ある期間の独占権を与えるようにすることは必ずしも不合理とはいえない⁽³⁾」という。つまり新貿易の開拓には多大の犠牲を払っているものであり、これに一時的独占を付与することは、新しい機械の発明者や書物の著者に与えられるのと同様、当然のこととして承認する。彼が非難するのは、この種の一時的独占ではなくて、永久的独占である。東インド会社の例をみるまでもなく、この種の初期の外国貿易には自然的人為的の危険度が高く、城塞の構築、駐屯軍の維持、土着の支配者からの貿易権の買取等に多額の出費を伴つたからして、企業形態としては、資本なき法人としてのレギュレイテッド・カンパニーではなく、一つの資本集団としてのジョイント・ストック・カンパニーの方が、より適格的であつた。また外国貿易を営む初期のジョイント・ストック・カンパニーが大資本を集めるさい、まだ出資者の有限責任が明らかでなかつた當時においては、独占特権は投資家にとって一つの魅力となつたに違いない。ところがスミスの見解によれば、独占は会社設立後の一定期間に限るべきであつて、その期間が過ぎれば保塁や守備隊に対しては、会社に補償金を支払つて、それを政府の手に収め、貿易を国民に自由に解放すべきであるという。その理由は、もし会社に永久的独占が与えられるならば、「第一に、自由貿易であれば、ずっと安く買えるはずの財貨の価格を高め、第二に、多くの人々がやることを便宜かつ有利とする一営業部門から、彼らを完全に閉め出す⁽⁴⁾」ことになつて、他のすべての国民が極めて不条理にも課税される結果になるからだという。スミスの見解においては、このように会社と独占とは不可分離のものとされており、經驗的にも、「独占権をもたずに、久しい間外国貿易をやつていくことはできない」

一八世紀イギリスにおける会社企業の発達（荒井）

一一

と断じている。このような考え方は、その後も長く続いて一九世紀に入ってもなお根強い支配力をもっていたのである。⁽⁶⁾

次に国内事業における会社企業について、スマスはどのように考えていたであろうか。彼はここにおいても外国貿易におけると同様の不信を示す。恐らくかような態度の背後には会社経営を非能率とする先入観と、一七二〇年以前の会社企業に対する世間の悪評があったに違いない。では会社企業を有効とするのは、どのような事業分野であろうか。それは、先ず独占権なしで経営の可能な事業であることを前提とし、さらに、会社の正当な設立理由として次の二条件を要求する。すなわち、「それが厳格なる規則と方式にあてはめられるものである以外に、なお二つの事情がなくてはならぬ。第一に、その事業そのものが普通の商工業の大部分に比して、より大きい、より社会的な有用性をもつことが、最も明白に証明せられていること、第二に、それは私的合資組合では容易に集めえないほどに巨額の資本金を必要とすること」⁽⁶⁾（傍点は筆者）である。そして、これらのすべての条件を同時に満たすような事業としてスマスがあげているのは、銀行業、火災および海上保険、水道、運河の四種の事業だけであって、工業は除外されている。そして代表的な幾つかの工業会社の名——English Copper Company, Lead Smelting Company, Glass Grinding Company, Mine Adventurers Company, British Linen Company——をあげ、何れも株式会社企業として有効に成立するための適格性を欠いているという。⁽⁷⁾このようにスマスにおいては経営と資本の所有とが結合している状態をもっとも健全と考え、巨大資本を要する公共的事业でない限りパートナーシップが株式会社よりも、より有効適切だと考えたのであって、株式会社の基本的要素をなす有限責任の原理は、ここではまだ余り重視されておらず、有限責任の投資が広く中産層の間に普及していく一九世紀の姿を予見することは

きなかつたのである。

- 註 (1) A. Smith, *The Wealth of Nations*, Cannan's ed., II, p. 233 (大内訳 四卷 一〇六頁)
(2) Smith, *op. cit.*, p. 224 (大内訳 四卷 八七頁)
(3) Smith, *op. cit.*, p. 245 (大内訳 四卷 一三二頁)
(4) Smith, *op. cit.*, p. 245 (大内訳 四卷 一三三—三四頁)
(5) 一九世紀初期の自由主義的な考え方が優勢になりつつある時代においてすら、なおスミス流の会社観は論争の的となつてゐたのである。この点については、例をば B. C. Hunt, *The Development of the Business Corporation in England*, 1800—1867, 1936, pp. 16f. をみられたる。
- (6) Smith, *op. cit.*, p. 247 (大内訳 四卷 一三八頁)
(7) Smith, *op. cit.*, p. 248 (大内訳 四卷 一四〇頁)

三 有料道路および運河の建設と資本の調達

一八世紀に人口が増加し、商取引—ことにロンドンを中心とする—が活況をおびてくるにつれて、馬車や荷車の交通量が増大してきた。しかし教区が道路を維持するために、教区民の勤勞奉仕(年四日ないし六日)に依存したり、車輪のサイズを制限するエリザベス朝の立法がずっと続いてきた。もっとも一六六三年に二、三の州においては、治安判事が有料道路を作り、通行する車や家畜から通行税を徴収する権能を与えられたが普及をみなかった。そして特定の地域団体に道路の管理権を与え、道路の維持費を地区の住民から道路の利用者に肩替りさせるといふ原則が確立されるのは、やっと一八世紀に入ってからであつて、この原則に基づいて一七〇六—一七〇七年に最初のター

一八世紀イギリスにおける会社企業の發達（荒井）

一四

ンパイク・トラスト（有料道路組合）が生まれた。

幹線道路がターンパイク・トラストの手によって改善されつつある一八世紀半ばには、他方では運河建設の時代が始まる。ことに一七六一年に、イギリス運河の父、ブリッジウォーター公によるワースリーからマンチェスターに至るブリッジウォーター運河の完成は運河建設時代を開く重要な端緒となった。道路の改善はその後も絶えず伸展していくのであるが、運河の方はこの時代に集中的に建設され、今日のイギリスの運河網は殆んどこの産業革命期に完成したのである。こうした道路や運河網による内陸交通の發達を抜きにして、産業革命を物語ることは恐らくできないであろう。ことに運河が産業革命の達成に演じた役割は特筆すべきであって、それは奥地の産業的価値を高め、距離のハンディキャップを除き、市場を広め、他地域との競争力を強化した。また工業燃料（石炭）の偏在を調整し、奥地炭田の開發を促進した。運河によって重量品や嵩高品の輸送費は低下し、多くのばあい四分の一ないし二分の一になった。かのブリッジウォーター運河がその名声を博したのはマンチェスターの炭価を大巾に引下げたからであった。さらに運河は人口を分散させて産業の拡大を促がし、有能な多くの技術者を養成して、次に訪れる鉄道時代のために貴重な技術的遺産を遺すことになった。このほか運河がこの時代の雇用や賃銀に及ぼした影響も見逃してはならない。

以上のように道路や運河は一国全体の經濟と密接に関連するのであるが、特に、それに沿った地方の經濟に対しては、もっと直接的な重大な影響を及ぼした。この種の公共土木事業が、後に述べるごとく主として地方の有能な人々の企画と愛郷心に富んだ人々の資金に負う所以である。例えば地主は、それによって所有地から産する穀物・木材・鉱産物の市場を拡大し、ひいては地価の騰貴を期待することができ、商人は取引の活発により、借地農業家

は生産物の、製造業者は羊毛・棉花・陶土等の原料やその製品の、建築業者は煉瓦・石材・スレート等の、より低廉な輸送によって、それぞれ大きな恩恵を受けたに違いない。ことに運河は燃料（石炭）の大量輸送という要請に応えるものであって、一七五八年と一八〇二年の間に通過した一六五件に上る運河法のうち、石炭輸送を主たる目的とするものが九〇件を下らなかつたという事実がそれを物語っている。かように交通の発展に、ひいては地方経済の発達に密接な関連をもつ人々は、それを専ら国家のなすべき事業とは考えないで、一つの私企業として営まれるべきものと考え、ただ企業組織と金融を円滑にするためにのみ、政府の力（個別法 private act）を求めたに過ぎない。このことは次に訪れる鉄道建設についてもいえることであって、この点はイギリス経済発展の上にもみられる一つの特色である。

さて、有料道路や運河を建設し、これを管理していくという全く新しいタイプの私企業が登場するのであるが、これらの新事業は、当時としてはかなりの大資本を要する事業であり、その経営には相当の危険を覚悟しなければならなかつた。まず第一に、固定資本の占める比率が大きいという点で、これまでの貿易会社時代の企業とは異なる。これまでの会社企業の主たる分野は外国貿易であつたが、貿易会社の株式総資本額は一八世紀の有料道路や運河事業とは比較にならぬほど大きいが多い。例えば一七一七年のイギリスの各会社の株式資本総額を一瞥すれば、中にはハドソン湾会社のように三万ポンド余りのものもないわけではないが、主要な会社になると何れも巨額の資本を有し、東インド会社や南海会社は、それぞれ三百余万ポンド、一千万ポンドという巨大資本を有していた。しかし固定資本の比率からいえば、道路や運河の方が遙かに高い。なるほど初期の貿易会社も外国に種々の永久的ないし半永久的諸施設をもたねばならなかつたであろうが、それを別にすれば、後は固定資本といえれば船舶ぐ

一八世紀イギリスにおける会社企業の発達（荒井）

一六

らしいもので、これとても一つのルートにのみ使う必要はなかったであろう。その上、貿易事業だと一航海ごとに、或は船舶が遭難したときに、定期的に大部分の会社財産を処分して現金化する機会に恵まれていた。また道路や運河事業においては建設に長時日を要し、事業に着手してから収益をあげるまでには相当長い期間を待たねばならなかった。

それでは有料道路や運河事業には一体どれほどの資本を必要としたであろうか。有料道路は一〇〜二〇マイルの長さが普通であり、⁽³⁾運河の方は一七九三年のあるリストに載った二七の運河のうち、一四は二〇マイルを越え、若干のものは約一〇〇マイルの長さがあったという。⁽⁴⁾だが資本については、まだ一般的に確かな数字をあげるに十分な研究はなされていない。そこで、ごく大ざっぱなことしかいえないのであるが、有料道路のばあいは一企業につき数千ポンドというのが多く、運河は少くとも五万ポンド創業資本を必要としたようである。⁽⁵⁾したがって資本の大ききからいえば運河は有料道路に比べて遙かに大規模な事業であったといえる。例えば完成に一年を費した一八世紀の大運河の一つであるグランド・トランク運河が一七六六年に着工したとき、同運河会社は二〇〇ポンド株で五八〇株の資本をもっていたといわれており、一七五八年から一八〇二年の間にイギリスの運河会社は約一、三〇〇万ポンドの資本を吸収していたという。⁽⁶⁾

このような新しいタイプの事業は一八世紀中葉から盛んとなり、特に同世紀九〇年代にはおびただしい数の有料道路が発布されたし、他方では多数の運河会社が簇生して、いわゆる「運河熱」を出現させたのであるが、この現象は一八世紀後期を特色づけた地方投資ブームの他の一面を示すものであり、そのピークをなす「運河熱」の時期は利子率が最も低下したときであった。⁽⁷⁾一八世紀後期における有料道路および運河事業と、それに対する地方投資

の盛況は、また地方における金融業の発達を大いに促進することになった。最近のプレスネルの研究は、イギリス地方銀行の抬頭が、ちようどそれと時期を同じくしているのも決して偶然の一致ではないことを明らかにしている。⁽⁸⁾

上述のように一八世紀後期には、産業の発展と都市の成長を背景とし、鉱物資源の需要と利子率の低下に刺激されて、運河や有料道路という新しいタイプの事業が現われてきたのであるが、これらの事業は泡沫会社禁止法の下において、果してどのような方法によって資本を調達したであろうか。このことを明らかにすることは、同時に一八世紀のイギリスの地方の人々が、どのようにして投資の機会に恵まれ、それに馴れていったか(投資の地域的拡大)を示すとともに、一九世紀の鉄道資本と資本市場発達の基礎が、いかにして築かれてきたかを明らかにするであろう。

まず有料道路であるが、一八世紀初頭にターンパイク・トラスト(有料道路組合と訳されている)が生まれていらい、これは簡単で便利な長期資本の調達方法としてイングランド全般に普及するようになった。道路事業に必要な長期資金を調達する機会を与えたのは、特定の個別法であって、それには多数の有力な地方人が受託者(Financiers)として指名されており、彼らが財産の管理を委され、道路を維持し、通行税を徴収する権能を与えられていた。この中から互選によって会計係、測量係、通行税徴収係を選任し、経営を委した。通常、トラストは法律によって二年間の特権を与えられていたが、この期間は割合容易に延長することができた。⁽⁹⁾そして、将来、通行税収入によって返済されることを期待して、その地方の地主、借地農業者、商人、産業資本家、僧侶、未亡人等はこれに融資したが、運河のばあいと同様、議会の個別法を獲得するには多額の支出(三〇〇—四〇〇ポンド)を要し、彼らが通

行税収入によって十分な満足を得ることは比較的少なかったようである。⁽¹⁰⁾ 例えば、初期のターンパイク・トラストについて、スミスは次のように書いている。「多くの有料道路においては、そこで徴収される金額は、その工事を完成するのに必要な額の二倍にも上ることがあり、「工事のやり方ははなはだぞんざいで、時には全く未完成のままだった」こともあった。もっとも「この種の通行税によって公道を修理するという制度は、施行いらいまだ日が浅い。したがって、今迄のところ、この制度はその能力の限界と思われる程の完全さに達していないとしても、敢えてあやしむには足りない」ともいっている。⁽¹¹⁾

それはともかく、ターンパイク・トラストは法理論的には公認の会社と大いに異なるが、實際上、それに通ずる多くの特色を具えていた。すなわち、それは自律的生活力と永続性をもち、その基金はメンバーの基金ではなく、それが自由に使い、自由に債務を負い、自由に管理することができた。⁽¹²⁾

次に運河のばあいについて述べようと思う。運河事業が長期に資本を固定させるという点で、それまでの主たる会社企業であった貿易会社と性格を異にする点は既に述べたが、この事業はまた、地方的事業であったという点でも特徴的であった。運河建設にイニシアティブをとったのは、産業資本家、炭鉱所有者、大地主等で、トレント河とマージー河を結ぶグラント・トランク運河はチェシャーの製塩業者、スタフォードシャーの製陶業者ことに陶業王ウエジウッドに負うところが大きい。運河の建設にはターンパイク・トラストよりも遙かに大資本を要したので発起人だけで資本が賄えることは稀であって、たいてい外部の資本を引入れる必要があった。大資本の必要と公共性という点からしても、また危険の分散という点からも、この事業は、スミスも認めた如く、ジョイント・ストック・カンパニー形態が適當する当時の数少い事業の一つであった。したがってジョイント・ストック・カンパニー

に対する不信の念は、まだ根強く残っていたとはいえ、大部分の運河会社はジョイント・ストック・カンパニーの形態をとり、これによって上・中流層の貯蓄を引出すことに成功した。一七九〇年代初めの「運河狂」がそれを物語っている。

運河会社を設立するには発起人は地方新聞や貼札によって事業計画を宣伝し、出資を勧誘する。次いで総会が開かれて調査委員が任命される。調査の結果、成功の見込がたてば必要な資本の払込を要請するとともに、議会に法人の設立を承認する法律を求める。そして正式に会社が設立し、役員が決定するまでは、指名された経営委員が總會の決議を執行することになる。出資者が割当てに従って払込んだとき、会社設立契約書 (deed of covenant) または会社設立特許書 (Parliamentary deed) に署名することになっている。この契約書には、会社は一定数の株式に分割された一定の資本をもつこと、会社成立前に出資者のために行為する委員会を作ること、出資者は出資額に比例して損益を分担し、会社の追徴 (call) に応じ、会社の規約を遵守すること、などが明記されていた。出資者が株式金額を払込んで契約書に署名すると会社から仮株券の発行をうける。

大体以上のような手続がふまれるのであるが、当時の金融機関はどんな役割を演じたであろうか。従来はエヴァンズに従って、「銀行家は初期の運河や鉄道の資本を調達するに当っては積極的というより、むしろ消極的な役割を演じた」⁽¹³⁾と信じられてきたが、最近の研究はその修正を要求している。すなわち、プレスネルによれば、銀行家は顧客に運河投資を奨励するほか、自らも発起人となり、株主となったし、しばしば会計係となって会社の金融業務を担当するとともに、その地位を自己の銀行業の拡張のために利用した。⁽¹⁴⁾このように運河会社と地方銀行との関係は密接であって、銀行家はかなり積極的役割を演じたといわねばならない。銀行のほか、一八世紀にも一部のブ

ローカーが証券を取扱っていたが運河のごとき地方企業の株式は、彼らの対象とはならなかった。証券ブローカーの活動が主要になるのは一九世紀の鉄道ブーム以降のことに属する。

一八世紀の運河会社はこのようなして設立されたのであるが、われわれの興味をそそる問題は、当時の運河会社の資本が、どのような社会的性格をもっていたかという点である。そこでこの問題に接近するために運河会社の株主について若干の分析をおこなってみたい。ここに取上げるのは一七七〇年に法律によって認可されたリーズ・アンド・リヴァプール運河の例である。同運河はグラント・トランク運河と並んで当時最大級の運河であって、創業時には一〇〇ポンド株で二六〇、〇〇〇ポンドの⁽¹⁵⁾資本金をもっており、その後、追徴によって⁽¹⁶⁾資本金や株主に変化があったが、残存する同運河会社の株主一覽表を分析して、エヴァンズは次のような結果を出している。一七八九年の株主に関する分析では、最初からの株主は四六九名で、その株数は二〇五九株であった。これを基礎にしてパーセンテージで示すと、五株以下の小株主は八四パーセント、株式数にして四二パーセントを占めていた。小株主したがって株主総数が多いということは、他の運河会社にも見られる現象で、これは一つには大株主の出現を抑えて小株主への支配の集中を排除せんとする運河会社の政策の現われであったと考えられる。個々の運河会社の法律が一株主が所有しうる最高持株数を規定していることも同じ効果をもっていた。そして、これら多数の株主は地理的には広くイングランド各地に分布しているが、同運河の所在地であるランカシャーとヨークシャーの二州は圧倒的多数を占めており、株主数において七一パーセント、株数において五五・五パーセントという高度の集中を示していた。次に同社の株主の移動をみるために、一七八九年、一七九五年、および一八〇〇年の三時点における株主一覽表を比較してみると、一七八九年一月現在の株主の少くとも五九・九パーセントが六年半後の一七九五年に依

然として株主であり、さらに四年後の一八〇〇年一月のリストでは、その八二パーセントが不変であった。かように株主の移動が緩慢なこと、換言すれば、安定性の高いということは、例えば一六九二年の一文書⁽¹⁷⁾によれば、東インド会社では二年に一度は株主が変わったといっている事実と較べて明らかであろう。この安定性が何に由来しているかは必ずしも明らかでないが、これを支えているものが中堅株主の安定性にあることは確かなようである。

運河会社のもつこのような種々の特徴は、運河事業そのもののもつ特殊性に由来するところも大きいが、運河会社の株式資本が世紀初頭の南海恐慌にみられたような不健全な投機家によって形成されたものでなく、前述のように交通の改善によって、直接・間接に利益をうける地方の人々によって支えられていたからである。また経済的打算に基づき純然たる投資という以上に、公共的・郷土愛的な非経済的要素の加わっていたことも見逃してはならない一要因であろう。こう考えると、一八世紀の運河会社はインパーソナルな全くの物的会社ではなく、それへの成長途上にあるジョイント・ストック・カンパニーの姿であって、狭小な地域社会のもつ人的結合関係をも表現しており、幾分パートナーシップ的な色彩を依然として留めていたといえる。

- 註 (1) T. S. Ashton, *An Economic History of England: The 18th Century*, 1955, p. 74.
 (2) Scott, *op. cit.*, I p. 394.
 (3) Ashton, *op. cit.*, p. 87n.
 (4) G. H. Evans, *British Corporation Finance 1775—1850*, 1936, p. 7.
 (5) L. S. Pressnell, *Country Banking in the Industrial Revolution*, 1956, p. 271.
 (6) Ashton, *op. cit.*, p. 75.
 (7) Ashton, *op. cit.*, p. 84.
 (8) Pressnell, *op. cit.*, p. 265.

- (9) Cooke, op. cit., p. 89.
- (10) Ashton, op. cit., p. 80.
- (11) Smith, op. cit., II p. 217. (大内訳 四巻 十二頁)
- (12) Cooke, op. cit., p. 89.
- (13) Evans, op. cit., p. 15.
- (14) Pressnell op. cit., pp. 394—398.
- (15) Pressnell, op. cit., p. 394.
- (16) Evans, op. cit., pp. 27—35.
- (17) [Somers Tracts], A Collection of Scarce and Valuable Tracts..., 1813, X—quot. Evans, op. cit., p. 35.

四 つむぎの “unincorporated company” の重要性

泡沫会社禁止法らしい表向はインコーポレートされていないジョイント・ストック・カンパニーの運命は断たれてしまったことになっているが、現実には、決してそうはならなかった。既に述べたように、一八世紀の経済社会の変化が同法の厳格な適用を許さず、古典的産業革命の時代が始まる同世紀後期には同法の適用は現実には妥協を示すようになったからである。種々の事業分野に現われた unincorporated company (or association) の存在がこのことを如実に表現している。それは特許状も議会の個別法もなくして、事実上、ジョイント・ストックをもつ企業であるにもかかわらず、国家はその違法性にあえて眼を閉じていたようである。この私的な会社企業形態は前にも指摘したように、特に保険(火災)業と各種鉱業の分野で成功し、しっかりと根を下ろしていた。だが、法的にはそれを本来の「ジョイント・ストック・カンパニー」として取扱うわけにはいかないし、かといって、数人ないし十

数人のメンバーからなる小企業組織の「パートナーシップ」と同等に取扱うにも多くの不合理があった。いわば「法律上のままた子」⁽¹⁾ (a step-child of the law) 的存在であった。

これらの unincorporated companies は議會制定の法律や国王の特許状に代るものとして約款 (articles of association) をもっており、これを存立の根拠としている。約款は具体的には会社関係者が署名した相続産設定證書 (deed of settlement) の形式をとっており、経営委員会と出資者総会がその重要な機関となっていた。しかし公認された正規の会社ではないから、会社財産の移転や訴訟事件にさいしては全メンバーの関与を要し、またメンバーの死亡によって企業の改組を要するなど、少なからぬ不便が伴うことを免れなかった。一八世紀のこの種の企業の殆んどが信託 (trust) の形式を活用したのも、このような不便を多少とも緩和せんとする努力の現われであって、このばあいには出資者によって選ばれた受託者 (trustees) が彼らの名において財産を管理するという形式をとることで、会社財産の取扱と法廷の手続はすいぶん簡略化されるようになった。また時には将来、起りうる紛争に備えて約款の中にメンバー相互間の紛争、或は対外的紛争のさいの調停規定を設けているばあいもあったが、内部の係争当事者がこれに頼らないときは法廷で争うことになる。しかし unincorporated company は元来「国家の創造したもの」 ('creature of the state') ではなく、厳密にいえば違法の資本団体であるから国家は積極的にこれに関与することをほばかったが、それでも紛争解決のための唯一の法的機関として、⁽²⁾ 衡平法裁判所 (court of chancery) はその点にはこだわらず、新しい訴訟当事者のために開廷したのである。

更に論を進める前に、こうした信託形式でもって設立された一八世紀の unincorporated company の例を示しておくのが便利であろう。周知のように鉱業ないし金属工業の中心地バースミンガムは産業革命の一大中心地であ

て、ここにはまた多くの *unincorporated companies* が設立されていた。ところで、それらのモデルとなったのが、一七八一年に設立されたバーミンガム・メタル会社 (*Birmingham Metal Company*) であつた。⁽⁵⁾ 主として真鍮を製造するこの会社は二〇〇株、二〇、〇〇〇ポンドの資本 (ジョイント・ストック) を有し、存続期間を九九年としていた。議決権は持分によるわけであるが、四株以上の持分を認めないことになっており、会社の経営は一〇人かそれなる経営委員会 (*managing committee*) に委されており、利益配当については株主総会の権限とされていた。株主の義務は一株につき一〇〇ポンドの出資義務だけが明示されており、株式の移転は自由で、簡単な護渡證書でなされた。また一七八五年にコーンウォールの銅鋳業家が中心になって設立したコーニッシュ・メタル会社 (*Cornish Metal Company*) の約款もほぼ同様のもので、資本金は一〇〇ポンド株で五〇万ポンド、うち一三万ポンドが即時払込、存続期間は七年、会社の機関としては総裁、副総裁が各一名、評議員三六名となっており、コーンウォールの鋳業家は生産した原鋳を会社の決定した価格で同社へ売渡す、会社は毎年純益のうち一五、〇〇〇ポンドを別途積立金とし、出資者には年八分の利子を支払う、そして出資者の議決権は六票を限度としていた。⁽⁴⁾ もっとも、これらの例において株式移転の自由といつても決して一様ではなく、その方法や程度はそれぞれの会社によって異なる点は注意を要する。

次に株主の責任の問題であるが、*unincorporated company* のメンバーは当然、無限責任を負う。それらの会社の約款の中にその旨を明記している例も多いし、また現にある銅鋳業会社では、約条に従い持分に応じて損失を補償している。⁽⁵⁾ メンバーが無限責任を負うということは、投資家を吸収して大資本を形成するさいに最も重大な障害となることはいうまでもないが、一八世紀の私的に設立された会社が、メンバーの有限責任の特権を獲得しよう

と企図した例は比較的稀であつて、この点、大胆にそれを求めた一九世紀初期と著しい対照をなしている。われわれは、さきに一七六七年にウォームリー銅鋳業会社の特許状請願をめぐつて起つた事件の内容を、かなり詳しく紹介しておいたが、株主の有限責任の特権を得んがために法人格を求めんとした最も早い事例は、この事件に関する一七六八年の法廷記録に見られる。⁽⁷⁾ もっとも有限責任の理念そのものは、ずっと早い時代に大陸から入つていたが、一七世紀の会社企業においては、まだ殆んど重視されていなかった。いな一八世紀前期においてすら余り注意をひいていなかった。そのことは、例えば、法人格獲得のために、まだ可成り多くの請願が提出されていた泡沫会社禁止法の制定直後の時期において、メンバーの有限責任をば特許状請願の正式の理由として掲げた例は一つもなかつたという事実によつても首肯されることであらう。⁽⁸⁾

このように一八世紀においては、有限責任の要素は、殆んど萌芽の状態に留つていたのであつて、有限責任の利用の仕方についても、最も基本的な機能とされている多数無機能資本家の集中、或は個別資本の集中のためというよりは、むしろ、より直接的には他の目的のためであつたばあい可成り多かつたのではなからうかと考えられる。前例のウォームリー銅鋳業会社のばあいにおいても、表面はそうではなかつたが、實際の意図は債務からの解放にあつたようだし、蒸気機関を採用した最初の製粉工場として知られるアルピオン製粉会社が特許状を請願(失敗に終つた)したのも投資家の吸収にではなくて、個人財産の擁護にあつた。⁽⁹⁾

註 (1) DuBois, op. cit., p. 217.

(2) DuBois, op. cit., pp. 220—222.

(3) DuBois, op. cit., p. 232.

一八世紀イギリスにおける会社企業の發達(荒井)

二六

- (4) コーニッシュ・メタル会社については、拙稿「産業革命期におけるカルテルの一形態—Cornish Metal Companyを中心として」(関西大学「経済論集」四巻四号)参照。
- (5) 会社の約款の中には、しばしばメンバーの無限責任を明示しており、二三の会社については、例えば、"The General Court are to direct a Call to be made upon the several Members of the Society, in proportion to the Sums by them assured" とか、 "...to be sustained by the said Partners according to the shares and interest which each of them have...in the capital Stock" とか、 "the Subscribers shall be called upon by a General Meeting" などの文言で表現されている。また The Joseph Percival and Copper Company の一七六四年の役員會議事録によれば、"Articles of Copartnership" と稱する、"Shares or Parts in our Stock" と記した二〇〇余名への損分が分担されている。(DuBois, op. cit., pp. 226, 261n.)
- (6) DuBois, op. cit., pp. 222—223.
- (7) 七頁の紹介をみられたる。
- (8) DuBois, op. cit., p. 93.
- (9) O. A. Westworth, "The Albion Steam Flour Mill" in Ec. Hist. vol. II. (1932)

五　む　す　び

一八世紀においても前世紀と同じように大資本を必要とする事業があった。そして、それらの事業は明らかに公共性を有する限り泡沫会社禁止法のもとにおいても法人格を獲得することができた。運河会社はその一例である。しかし一八世紀の産業においては、鉱業のごとく当初から大資本を必要とするばあいを別にすれば、多くの企業が割合小さい資本でもって出発することができた。各地で営まれていた繊維工業でも、バーミンガムを中心とする金属工業にしても、職場の設置には大した困難はなかったし、ボウルトンとウォットのソホー工場から送り出さ

れる複動式蒸気機関を導入して工場制を採用するにしても、多くの例で知られているように、広い投資層から資本の供給を仰ぐ必要はなかった。

例えば最も普及していた毛織物工業について、ヨークシャー毛織物工業史の権威ヒートンは次のようにしている。新しい機械を採用して工場制企業を創設するには、一体どれほどの資本を要したであろうかと設問し、もし原料の羊毛から製品の毛織物まで一貫作業のできる工場を建設するとすれば、土地、建物、蒸気力（または水力）紡毛機その他の機械類に三万ないし五万ポンドを要したであろうと答えている。しかしこのような総合工場は実際には稀であった。そして、わずかの資本しかもたないが精力と野心に燃えていた人々に対して繊維工業は素晴らしい成功の機会を与えていたという。またこの時代には、更に資本が必要であれば、親戚・知己その他から出資を仰いでパートナーシップの形態をとったし、もしそれでも資本が不足すれば、一八世紀末頃から現われた“company” mill（或は“union” mill）のような大型パートナーシップの形態をとることもできた。“company” mill というのは織元が共同出資で建てた梳毛や縮絨のための協同工場のこと、一六人ないし五六人でいどの出資者があり、一株は普通二五ポンドで、何株でも保有でき、自由に譲渡できる仕組になっていた。⁽¹⁾ また製粉業が水力に代って蒸気機関を採用したばあいもそうであった。一七八三年に創設され、一七八六年から操業を開始したアルピオン製粉会社（Albion Flour Mill Company）は、ロンドンに工場を建てるのに二万ポンド、運転資金に四万ポンドと見込んで、公称資本金六万ポンド（一万二千ポンド株五株）でもって発足しているが、この事業にはワイアット、カーティス、ベイツ、それに蒸気機関の製造業者であったポウルトンとウォットが加わって五名が発起人になっていた。もっとも五名の下には若干の下部出資者がいたことは確かである。⁽²⁾

したがって、一八世紀の工業企業は周知のように、多くは個人企業、同族企業、ないし少数の知人をパートナーとするパートナーシップの形態でもって開始され、企業利潤を再投資して自己資本の充実を図り、企業を拡大していったのである。この時代の産業の組織者或は企業家にとつては固定資本の調達には大した苦勞はなく、むしろ企業創設後における運転資本の調達に手腕を揮つたのである。

もし一八世紀後期にみられたような産業の飛躍的發展の時期において、数人からなるパートナーシップではとうてい及ばない程の大資本を集める必要があつたとすれば、たとい個別資本の集中を妨げる泡沫会社禁止法のもとといえども、それを満たすことは必ずしも不可能ではなかつた。さきに述べた信託形式をとる *unincorporated company* もその一つの方法であつたろうし、それよりも一層広い範囲から資金を集める必要があつたとすれば、企業家は「有限責任」を政府に要求したに違いない。新しいタイプの企業家が一七八六年の英仏通商条約（いわゆるイーデン条約）その他に示した、あの潜在的な政治力からすれば、それはかなりの成功を収めていたと思われる。

重商主義の段階では「独占特権」が資本を集めるために、しばしば利用された手であつた。特許貿易会社や、ステュアート・マーカンティリズムが生んだカンパニー・ブームは何れも独占特権を利用したものであつた。しかし市民社会においては、さような方法の基礎は失われていた。そして産業革命から以降になると、「有限責任」が次第にそれにとって代つていった。当面の一八世紀はそれに至る過程であつて、早い時代に大陸から持込まれた種子がやつと萌芽する時期であつた。したがつて一八世紀の経済学者が有限責任の原理に対する認識が乏しく、一九世紀に有限責任の投資が普及することを予見しえなかつたとしても決して不思議ではない。やがてこの芽が順調に伸びる時期が訪れる。産業革命のその後の進展はこれに豊かな肥料を与えた。そして次の一九世紀に訪れる鉄道時代

をへて遂に不動のものとなるのである。

- 註(1) H. Heaton, "Financing the Industrial Revolution," in Bulletin of the Business Historical Society, vol. XI, No. 1, 1937.
- (2) O. A. Westworth, "The Albion Steam Flour Mill," in Economic History, No. 7, 1932.
- (3) 拙稿「十八世紀におけるイギリス産業資本家の政治的抬頭」(関西大学「経済論集」五卷一号)